

福島 12 市町村の関係人口拡大・定着に向けた情報発信事業 仕様書

1. 委託業務の名称

福島 12 市町村の関係人口拡大・定着に向けた情報発信事業

2. 業務の目的及び概要

東日本大震災から既に 14 年が経過し、福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示の対象となった福島 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村：以下「12 市町村」）では、避難指示の解除を受け、帰還事業者の事業再開と新規進出事業者の事業開始により、まちの復興に向けた新たなまちづくりが進んでいるが、未だ帰還していない事業者や住民が存在し、震災前の活力を取り戻せていない。

そのため、公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「機構」という。）では、12 市町村の地域活力の向上に向けて、事業再開及び帰還促進と並行して、将来的な起業や移住・定住の拡大を視野に、地域内外の多様な視点を取り入れた新たなまちづくりを進めていくことが重要であるとの考えのもと、関係人口の拡大に向けて、首都圏等の人材へのアプローチなど、関係人口の拡大に向けた取り組みを進めてきた。一方で、関係人口の拡大にあたっては、外部からの人材誘致だけでなく、受け入れ側である 12 市町村が関係人口に対する理解を深め、多様な関わり方を提供することも不可欠であり、これにより、地域側が主体的に関係人口と協働・共創し、具体的なアクションにつなげていくことが期待される。

こうした背景を踏まえ、本委託事業では、更なる関係人口の拡大はもとより、12 市町村側からの働きかけによる関係人口との協働・共創を通じた課題解決等に資する取り組みの好事例を“見える化”することで、地域住民による関係人口への積極的な関与を促進する。あわせて、現在関係人口として活動している方々に対して多様な関わりしるを提供することも視野に入れ、関係人口に至る動機や活動実態、関係人口に対する地域住民からの声なども整理し、冊子（紙媒体及び電子媒体）として取りまとめる。

3. 業務内容

受託事業者は、上記の目的を踏まえた上で、本事業がより効果的な取り組みとなるよう工夫し、以下（１）～（３）を実施する。

(1) 取材業務

冊子の制作にあたり必要な取材業務を行うこと。取材対象は、①関係人口当事者、②関係人口と直接的に協働等行っている地域住民（地域組織等含む）、③関係人口との直接的な関係は少ない地域住民とし、これら3者への取材を必須とする。それぞれの取材項目については、原則として以下に示す内容とするが、機構と協議の上、受託者の提案による独自の取材項目を加えても差し支えない。

なお、冊子は本年度中に15～20ページ程度の構成を想定し、2巻に分けて作成することを基本とするが、機構と協議の上で1冊にまとめるなどの対応も可能とする。各巻における具体的な取材対象者は、機構と協議の上で決定するものとする。

【取材項目】

①関係人口当事者

- 12市町村の関係人口となった背景
- 関係人口の視点から見た12市町村の魅力
- 12市町村への来訪頻度
- 誰と出会い12市町村でどのような活動をしているか
- 関係人口として自身が力になれることや自己PR
- 経済効果の可視化（交通費、滞在費、活用制度等）
- 12市町村滞在時の拠点事情
- 対象者の基礎情報（職業、現在の居住地等）

等

②関係人口と直接的に協働等行っている地域住民

- 関係人口との出会いのきっかけ
- どのような連携・協力をしているか、関係性が深まったきっかけ
- 関係人口に対する第一印象と現在の印象の変化
- 求める関係人口の人材像
- 関係人口に対するメッセージ

等

③関係人口との直接的な関係は少ない地域住民

- 関係人口に対する評価
- 関係人口に期待すること
- 自身も関係人口との関わりを持ちたいか
- 関係人口と連携したいことや助けてほしいことはあるか

等

(2) 全体構成及びデザインの検討

冊子の全体構成及、デザインの提案（関係人口をわかりやすく伝える上でのキャッチーなコピー・スローガン、キャラクター等）及び制作を行うこと。

全体構成は上記（1）における取材内容に加え、以下項目を盛り込むこととするが、機構と協議の上で、受託者の提案による独自の項目を加えても差し支えない。

- 関係人口の解説
- 機構の概要及び機構における関係人口拡大に向けた取り組みの紹介
- 関係人口と地域が関わりを深めるために必要なこと等の考察をまとめた当該冊子の総括となる有識者からの寄稿
- 冊子では取り上げきれなかった関係人口当事者の紹介
- 機構の紹介（組織概要ではなく、関係人口と地域側のハブになる存在として機構を紹介すること）
- 上記（1）①の取材対象者が関係人口化するまでの過程をグラフィックレコーディング等で可視化したもの

(3) 冊子印刷業務及び電子媒体の納品

上記（1）及び（2）を踏まえて制作した冊子の印刷を行い、機構宛に納品すること。印刷数はそれぞれ 10,000 部/巻とし、仕様は B5 サイズ・中綴じ製本・上質紙とする。

また、冊子の制作が完了した段階で電子媒体についても機構宛に送付すること。

【提出目安】

1 巻：2026 年 1 月下旬まで

2 巻：2026 年 3 月中旬まで（1 巻・2 巻まとめた場合を含む）

具体的な提出期日については、業務進捗を確認し、機構と協議の上、決定するものとする。

4. 進捗報告

(1) 定例報告

受託者は、定期的に受託者と打合せを実施、本事業の進捗を報告する、打合せの日程及び場所並びに方法は、双方協議の上で決定するものとする。

(2) 随時報告

受託者は、定例報告の他、機構からの求めに応じて本事業の進捗状況を別途報告する。

5. 事業報告

3.（1）～（3）の業務完了後、履行期間内に本事業に関する報告会を実施すること。開催時期等は以下の通り。

時 期：3.（1）～（3）の業務完了後の履行期間内

場 所：福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル

※対面での実施を原則とする。

6. 業務内容に係る留意事項

- (1) 各企画の内容（デザイン、キャスティング、実施方法等）については、機構と十分に協議を行った上で決定すること。
- (2) 各企画の実施については、感染症等の状況を考慮し、中止や延期の判断をする場合があることとし、その場合は、再度見積もりを提出した上で、変更の契約を行うこと。
- (3) 本事業により制作された制作物については、委託期間中及び委託期間終了後に、機構が活用できるものとする。

7. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

8. 締結後の提出書類・納入物および検収

以下の提出物の検査合格をもって検収とする。

- (1) 制作した冊子（電子媒体含む※word・ppt等、納品後に機構で編集可能なファイル形式のデータも含めることとする。ファイル形式は機構と協議の上指示に従う。）
- (2) 業務報告書（電子データ）
- (3) その他機構が必要と認める書類

9. 委託業務の基本方針

- (1) すべての業務を実施するにあたり、機構と十分に協議すること。
- (2) 本事業と相乗効果の期待される既存の事業（機構のほか福島県、12市町村の自治体及びその他関係機関の実施する事業）と連携・調整を実施すること。
- (3) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

- (4) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、機構は係る紛争等の事実を知った時には、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (5) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ機構の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

(6) 疑義に関する協議等

疑義が生じた場合は、その都度、機構と協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部については、機構担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

以上